

伊那市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱を次のように定めます。

令和 7 年 9 月 30 日

伊那市長 白鳥 孝

伊那市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、伊那市立中学校における学校部活動の地域クラブ活動への展開を進めるため、認定地域クラブ活動の設立及び活動の充実に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに關し、伊那市補助金等交付規則（平成 18 年伊那市規則第 35 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域クラブ活動 市内を拠点として、スポーツ又は文化芸術活動の場を提供する団体
- (2) 認定地域クラブ活動 地域クラブ活動のうち、伊那市教育委員会が別に定めるところにより認定した団体

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 令和 7 年 10 月から令和 9 年 3 月までの間に認定地域クラブ活動に認定されていること。
- (2) 伊那市暴力団排除条例（平成 24 年伊那市条例第 12 号）に規定する暴力団でないこと若しくは暴力団員が役員及び指導者となっていないこと又は暴力団と密接な関係を有していないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、認定地域クラブ活動の設立及び活動の充実に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 指導者の報酬及び費用弁償に要する費用
- (2) 指導者及び地域クラブ活動参加者等の事故等を補償する傷害保険の加入に要する費用

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1認定地域クラブ活動当たり月額18,000円を限度とする。

2 補助金を交付する期間は、次条の規定による補助金の交付申請をした日の属する月から交付申請をした日の属する年度の3月31日までの期間とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、伊那市認定地域クラブ活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の内訳が分かる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定し、伊那市認定地域クラブ活動支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 前条の補助対象者の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、申請の内容を変更若しくは地域クラブ活動の活動を変更又は中止しようとするときは、速やかに伊那市認定地域クラブ活動支援補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定団体は、当該年度の地域クラブ活動が終了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに伊那市認定地域クラブ活動支援補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 活動報告書

(2) 収支決算書

(3) 前号に係る領収書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき額を確定し、補助金等確定通知書（規則様式第4号）により当該交付決定団体に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第11条 補助金の交付を請求しようとするときは、伊那市認定地域クラブ活動支援補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出して行うものとする。

(補助金の取消し等)

第12条 市長は、交付決定団体が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該

取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年9月30日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

伊那市認定地域クラブ活動支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者 住 所 〒

団体名

ふりがな

代表者

電 話

下記のとおり伊那市認定地域クラブ活動支援補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類 補助対象経費の内訳が分かる書類

様式第2号（第7条関係）

款	項	目	節
---	---	---	---

第 号
年 月 日

（団体名）

代表者 様

伊那市長 印

伊那市認定地域クラブ活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった伊那市認定地域クラブ活動支援補助金について、次の条件を付し、金 円也を補助します。

補助条件

- 1 この補助金は、申請した以外に使用してはいけません。
- 2 補助金の経理は、帳簿を備え、収入額及び支出額を記載するとともに、その支出内容を証する書類を整備保存して補助金の使途を明らかにしておいてください。
- 3 交付決定団体は、当該年度の地域クラブ活動が終了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに伊那市認定地域クラブ活動支援補助金実績報告書を提出してください。
- 4 前3項に違反して事業を実施した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。
- 5 この補助金の交付の時期は、追って通知します。
- 6 補助対象団体の経理監査のため必要がある場合は、市監査委員の立入監査を行うことがあります（地方自治法第199条第7項）。

様式第3号（第8条関係）

伊那市認定地域クラブ活動支援補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者 住 所 〒

団体名

ふりがな

代表者

電 話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた伊那市認定地域クラブ活動支援補助金について、下記のとおり変更・中止したいので申請します。

記

1 変更・中止の内容

2 変更・中止の理由

様式第4号（第9条関係）

伊那市認定地域クラブ活動支援補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者 住 所 〒

団体名

ふりがな

代表者

電話

年 月 日 付け 第 号で交付決定を受けた活動が終了したので、
下記のとおり報告します。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 交付の確定を受けたい額 円

3 添付書類

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 収支決算書に係る領収書の写し
- (4) その他

様式第5号（第11条関係）

伊那市認定地域クラブ活動支援補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者 住 所 〒

団体名

ふりがな

代表者

電話

年 月 日 付け 第 号で交付決定を受けた伊那市認定地域クラブ活動支援補助金の交付を、次のとおり請求します。

補助金等確定 (交付決定)額	円		
請求額	円		
振込先	金融機関名	銀行	本店
		信金	支店
		農協	支所
	口座の種類	普通・当座・その他 ()	
	口座番号		
	ふりがな		
	口座名義人		